

離婚を経験する子どもと家族への心理的支援

—FAIT (Family in Transition) の導入と実践—

福丸由佳¹⁾・中釜洋子²⁾・大瀧玲子²⁾・山田哲子²⁾・曾山いづみ²⁾・本田麻希子²⁾・平良千晃²⁾

(¹⁾ 白梅学園大学・²⁾ 東京大学大学院教育学研究科)

<要 旨>

親の離婚を経験する子どもが増える一方で、離婚のプロセスにおいて社会的介入やサポートをうける機会が限られている我が国では、子どもの発達や適応を最大限保障するための具体的な取り組みが不足している。こうした現状を踏まえ、本研究は、移行期の家族に向けた心理教育的介入プログラム FAIT の導入と実践を視野に入れつつ、専門家を対象に離婚家庭への支援の現状と、現場が抱える問題、法的・社会文化的差異を踏まえたプログラム導入の可能性とその課題について検討した。

その結果、離婚を経験する家族とかかわる専門家へのインタビュー調査では、潜在的ニーズは非常に高いものの、子どもを含めた家族への具体的な支援につながりにくい現状が改めて浮き彫りになった。専門家によるフォーカスグループからは、親の離婚に際して子どもが抱く感情や心理的プロセスは文化を超えた共通性があると同時に、感情の理解と表現における文化差や法制度的な違いからくる課題なども見出された。離婚による子どもへの影響などについて、親自身が理解を深め、発達段階に応じた対応が可能になるためにも、心理教育的なプログラムは大きな意味があると同時に、その実施にあたっては、多様な状況にある家族への柔軟な視点が必要なことが改めて示された。

<キーワード> 離婚、子ども、心理教育、家族支援、FAIT

【はじめに：問題と目的】

2010年の我が国の離婚件数は25万1378組で(婚姻件数は、70万214組)、離婚率そのものは1998年以来久しぶりに2%を下回り、1.99%となったが(厚生労働省, 2012)、この数年の推移は、欧米諸国に比べても、既に決して低い値とは言えない状況にある。

離婚は多くの場合、苦痛を伴うものであるが、それは同時に夫婦間の問題にとどまらず、子どもを含む家族の問題として捉えることが大切である。我が国の離婚の特徴の1つに、同居年数の比較的短い夫婦の離婚が多いことが指摘されており、10年未満の夫婦の離婚は全体の54%を占めている(厚生労働省, 2012)。このことから、幼児期や学童期といった未成年のうちに親の離婚を経験し、その影響を受ける子どもたちが増えているという現実が窺える。

離婚率の高さのみならず、離婚に関する研究においても先進国とされる米国では、離婚の増加を背景に、親の離婚が子どもの精神的発達に及ぼす影響について、70年代以降、多くの研究が見られる。その代表ともいえるWallerstein(2000)の研究では25年におよぶ縦断研究の結果から、親の離婚は子どもにとって累積的、長期的な影響を及ぼしうるが、その影響は子どもの発達段階ごとに、新たに異なった形で表れ、子どもの年齢や家庭生活の状況など、個別的な条件によっても異なることを明らかにした。また、Kelly & Emery (2003)、Amato (2010)らの研究からは、離婚という出来事そのものが、子どもの精神的発達に影響を与えるというより、離婚前後の夫婦の不仲や、不適切な養育、親子関係の在

り方などが、子どもの成長やその後の適応問題に影響を持つことが示されている。さらに、Gardner(1985)が指摘した PAS (片親疎外症候群) の問題は、様々な変遷を経て多くの専門家に是認されるに至り(Warshak, 2010)、片親疎外という問題が、子どもの自己肯定感の低下や抑うつ傾向などに影響するといった知見にもつながっている(Baker, 2007)。

わが国でも、親権のない親との交流の阻害によっておこる子どもの心理的な問題など、近年、離婚を経験した子どもに焦点をあてた研究が見られるようになってきている(たとえば、堀田, 2005; 小田切, 2005; 棚瀬, 2005; 須田他, 2010)。しかし、子どもの発達に及ぼす影響についての縦断的研究や、一般的な傾向を探る量的研究はいまだ十分ではない(本田他, 2012)。さらに、こうした実証的知見に基づいた援助実践となると、小田切(2005)の自助グループによる取り組みや、面接交渉等に関する父母教育プログラムを試行した安部他(2003)などにとどまっているのが現状であり、親の離婚に巻き込まれる子どもたちに、その支援が十分に届いているとはいえない状況にある。

こうした背景には、親権のない親との面会交流や養育費などの問題を抱えていても、離婚全体の9割近くを占める協議離婚自体が、そのプロセスにおいて社会的な介入やサポートを受ける機会をあまり持ちえない現状や、離婚の経験を広く分かち合うといった考え自体が、社会に浸透していないといった文化的な側面が関係しているだろう。また、司法現場では、いわゆる「監護親の心情」が優先される現実(棚瀬, 2009)によって、子どもの福祉が十分に尊重されていない、といった問題も指摘されている。

離婚から受ける子どもへの影響が最小限にとどめられるためにも、離婚後も親からの安定した養育が可能であること、それによって子どもの発達や適応を最大限保障されること、それを可能にする様々な対応や工夫、具体的な支援のあり方を探っていくことが喫緊の課題であるといえよう。本田他(2012)も指摘するように、離婚という家族にかかわる問題に関する研究領域全体のさらなる充実と、それらの知見を踏まえた予防的・実践的な心理教育プログラムを備

えることも急務である。

また、特に具体的な支援のあり方については、実践後の効果研究と、フィードバックによるさらなる実践プログラムの改善、それに基づく新たな実践と振り返り、といった、アクションリサーチ的な取り組みが、今後、ますます重要になってくると考えられる。

こうした現状を踏まえ、本研究では、米で開発された、離婚という移行期の家族に向けたプログラム FIT(Family In Transition 日本でのプログラム名は FAIT。以後、FAIT と記載) の導入と実践を長期的な目的に据えて、離婚を経験する家族への支援現場の状況やニーズ、および今後の課題などについて理解を深め、より現実的・具体的な支援の在り方について検討することを目指している。

FAIT プログラムは、離婚によって子どもと家族に生じやすい課題や問題の理解と、その効果的な対処法などを具体的に習得できるように工夫された、親と子どもの双方を対象とする心理教育的介入プログラムである。プログラムの大きな目的は、離婚が子どもに与える影響や離婚にまつわる子どもの不安などの様々な感情について理解を深め、親が適切に対応できるようになること、それによって親子の関係性もよりよいものにすること、さらに、離婚に関連した子どもの不安、攻撃性、抑うつ、問題行動を予防・低減し、子どもの適応に不可欠な社会的な能力を伸ばすことで、子ども自身のより健康的な将来の可能性を保証すること、にある。

また、子ども向けのグループでは、発達段階に応じて、離婚について理解を深め(例えば、離婚は両親の問題であって、自分のせいではないことを理解するなど)、離婚によって生じた感情への気づきや、適切な対処法を学んでいくといったことが行われる。こうした具体的な取り組みによって、他者との関係を始め、日常生活における適応がより促進され、また親の離婚に巻き込まれないで、適度な距離を保てるようになることも目指している。

具体的な実践方法は、離婚を経験した(している)両親と子どもの双方を対象に、通常、合計6時間(3時間を2回もしくは2時間を3回)にわたって実施されるクローズド・グループで

行われる。両親は、それぞれが異なる時期の、異なるグループに参加し、子どもはどちらかの親と同じ時期に、子ども向けのグループに参加する。

参加の対象となる子どもの年齢は、5歳から17歳までである。5歳から12歳くらいまでの児童期を中心としたグループと、それ以上の思春期の子どもを中心としたグループの2つに分かれている。親と子の各グループには、FAITのファシリテーターの資格を取得したファシリテーターが1名ずつ入り、全体の進行役となる。グループの人数は、子どもの場合は3、4名から10名以内程度、親のグループは10名前後(20名を超えない程度)である。親・子ども・思春期、それぞれに向けたワークブックがあり、それに沿った内容で進められるが、様々なワークやビデオの視聴なども含まれる。また、子どもの場合は、絵本やゲームなどを活用し、工夫しながら実施される。

全体に、離婚によって影響を受けやすい感情、認知、行動の3側面を意識しつつバランスよく働きかけることで、子どもや家族が抱えやすい問題や状況の理解を深め、その対応やかかわりを具体的に学べるように工夫されている。なお、ケンタッキー州の一部の地域では、FAITプログラム実施の意義と効果を踏まえて、法的な離婚成立の条件として、研修への参加が司法過程によって義務付けられている。

日本においても、離婚を経験している子どもと親の双方を支えるという面で、その効果が期待できるが、一方、こうした欧米のプログラムについては、その基本的なコンセプトや目的を共有しつつ法的システムや、家族観や価値観といった社会的・文化的差異についても具体的に吟味し、我が国の実情にできるだけ馴染むように配慮したうえで、導入・実践の在り方を模索することが求められる。

そこで本論文では、研究1では、我が国の離婚家庭への支援実践の現状と現場が抱える課題についての検討を行い、さらにこうしたプログラムのニーズについて把握すること、研究2では、FAITで用いられる教材の一部を用いて、法制度や社会・文化的差異を考慮した上でのプログラムの導入にかかわる具体的な視点の検討を

行うことを目的とした。なお、研究1の詳細は、大瀧他(2012)、研究2の詳細は、山田他(2012)を参照していただきたい。

【研究1】

離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究(1)―専門家へのインタビュー調査から、臨床現場で生じている問題―

<目的>

先述の通り、夫と妻の二者間による協議離婚の多い我が国では、離婚のプロセスにおいて社会的な介入やサポートを受ける機会が少ない。その結果として、問題が顕在化し医療機関や相談機関を受診して、初めてケアを受ける機会を持つことになり(本田他, 2012)、ケアを受ける側はもちろん、提供する側にも多大なエネルギーを消耗させることにつながっている。また、子どもの監護をめぐる紛争をはじめ、司法領域が介入する離婚の場合も、子どもの面会交流が争点となって、複雑化困難化の現実が指摘されている。

そこで、研究1では、司法・福祉・医療の現場で離婚家庭の支援に関わる援助専門家を対象にインタビュー調査を行い、それぞれの援助領域において行われている援助活動の現状と課題や問題について明らかにすること、また、離婚家庭を対象とした具体的な支援プログラムのニーズと、FAITの導入可能性について探ることを目的とした。

<方法>

対象：離婚家庭に関わる司法・福祉・医療領域の専門職12名。男性3名、女性9名で、年代は、20～60代。原則として実務経験が10年以上の方に依頼した。

手続き：対面あるいは電話によるインタビューを行った。所要時間は30分～120分。協力者の許可を得たうえで録音し、後日データ毎に要約を行った。時期は2011年9月～2012年2月である。

インタビューの内容：1)「離婚を経験する親子への対応と、その難しさ」、2)「現在の取り組みにおける課題、立場上の難しさ」、3)「実践において使用している援助ツールについて」、4)「単独親権や面会交流など、日本の法制度に

について感じていること」、5) 印象に残っている事例について」、6) 「子どもにも焦点を当てた心理教育的介入プログラムの導入可能性や課題」の6つの項目からなるが、ここでは大きく以下の3点についてまとめて検討する。すなわち、1) 「離婚を経験する親子への対応、現在の取り組みにおける課題」、2) 「単独親権や面会交流など、日本の法制度」、3) 「子どもにも焦点を当てた心理教育的介入プログラムの導入可能性や課題」である。なお、ここではFAITについて、目的や対象等の大まかな概要を説明した上で質問を行った。

<結果と考察>

1) 「離婚を経験する親子への対応、現在の取り組みにおける課題など」

まず、離婚家庭に対する援助については、特に子どもへのケアの必要性を痛感する一方で、同時に、どの領域においても十分に子どもとかわかっていないという援助者側の意識の現状が明らかになった。

その背景として、以下の2点が示された。まず、親自身が離婚の葛藤や負担を抱えているため、援助者もその対応に追われてしまい、結果として子どもへのケアが後回しになりやすいこと、また、離婚を主訴とした相談の受け皿自体も少ないため、法的な判断が求められるケースや、子どもや親が症状を呈したケースなどに、援助者の介入が限定されやすいという状況が指摘された。離婚にまつわる問題が複雑化する前の段階で、十分に時間をかけて家族と関わりたいという思いを抱く一方で、なかなか理想通りにはいかない現場の援助者たちの状況が浮き彫りになった。

また、家族との継続したかかわりの難しさを指摘する意見も多かった。例えば、司法現場では法的判断の前後のみのかかわりに限られてしまうという現状がある。一方、福祉や医療領域で家族とかわかる専門家は、離婚に伴う転居といったことが生じやすいために、やはり継続支援の困難を感じていることが示唆された。またこうした中で、問題への予防的なかかわりの必要性を感じていても、そこまで手が回らないなどといった難しさも語られた。さらに、いずれ

もその援助の中心は親であり、子どもへの援助の必要性も痛感しているものの、その役割を十分に果たし切れていないという意見が多く得られた。

2) 「単独親権や面会交流など、日本の法制度について」

単独親権と面会交流について、主に司法現場から、いくつかの課題が挙げられた。まず親権に関しては、近年父親からの主張が増加しており、その判断が迫られるケースが増えているものの、調査に費やせる時間が不足している現実が示された。

また、面会交流については、“子どもの利益のため”という理解が親に不足しており、夫婦間葛藤の再現として、面会交流をめぐる争いが起こりやすい現状や、子どもの利益のためという理解を促すための場や機会が確保されていない現状も明らかになった。

法制度に関する今後の展望については、例えば、共同親権に対して賛成の意見も複数みられる一方、夫婦間のトラブルが起きた際の対応といった指針がない状況下で、単純に共同親権に移行することへの危惧も示された。また、DVを伴うケースをはじめ、子どもを守ることが難しい現実も少なくない中で、面会交流の促進についてもその方向性は単純ではない現実が示される結果となった。

3) 「子どもにも焦点を当てた心理教育的介入プログラムの導入可能性や課題」

離婚によって生じうる子どもの変化や、発達段階に応じて親に求められる配慮といったテーマは、親にとっての関心事であり、子どもの養育上大切な情報であることから、こうした心理教育が必要であるといった意見、また、社会における離婚に対するスティグマは減少してきたとはいえ、子どもへの影響を懸念して離婚に踏み切れないでいる親にとって、適切な知識を持つことに大きな意味があるといった意見が示された。

さらに、現場で家族を支援する専門家にとっても具体的なプログラムがあることで、支援がしやすくなる、といった意見も多く得られた。

一方、法制度や司法機関の役割の違い、すなわち、離婚の成立過程でこうしたプログラムを

義務付けられるわけではない我が国の状況の中で、できる限り両方の親が参加することを含めて、当事者の動機づけをどう促すか、工夫が求められること、また特に子どもに対しては、その実施方法や時期の適切さなどを慎重に考える必要があるといった課題も示された。

また、FAITはDVの問題を抱える家族には適応されないが、夫婦間の葛藤が高い場合など、離婚の背景にある状況を踏まえた対応など、実施に際しては、細心の配慮が必要であることも示された。

以上より、法制度的な面での課題と共に、潜在的なニーズはあるものの、なかなか具体的な支援の場につながりにくい離婚家庭の現状、さらに現場で課題を痛感しつつ援助にあたる専門家のおかれた状況が明らかになった。こうした中で、特に子どもが守られ、ケアされつつ家族の移行期を支える心理教育的介入プログラムのニーズが示されるとともに、その実施にあたっては、さまざまな配慮が求められることも明らかとなった。

【研究2】

離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究(2) —フォーカスグループから探る日米の文化的・制度的違いについて—

<目的>

離婚という家族の移行期において、子どもが守られケアされることの大切さは、さまざまな研究から示されている。たとえば、棚瀬(2004)は、親の離婚がどのような条件下で発達阻害的になったり促進的になったりするのかわ、といった視点から事例を挙げて検討している。それによると、子どもが親の離婚後長期に渡って影響を受けることとなる悪条件として、①説明なしの突然の両親別居、②愛着対象であった非監護親(父)による子どものあからさまな拒絶とその後の接触の無さ、③監護親(母)の極度の混乱と不適応状態と親機能の長期にわたる低下、④監護親の長時間就労による二重の喪失体験、⑤学校をはじめ親族からのサポートの薄さ、を挙げている。これらの結果からも、離婚は決し

て夫婦だけの問題ではなく、子ども自身も親の離婚について、きちんと知る権利を持っており、子どもが理解できるレベルで適切な情報を親から与えられることに意味があるといえる。しかし、現実にはこうした点が離婚を経験する家族に必ずしも共有されているとは限らない。

家庭問題情報センター(FPIC)(2005)によると、3割程度の親が「子どもの年齢が低いから」「難しくてできなかった」等の理由を挙げて、説明を行っていないことを指摘している。先述の通り、離婚に際して親は、自分自身が離婚という人生の危機を乗り越えることに精一杯であり、ともすると子どものことまで気持ちが回らないこと、その中で子どもは自分自身に起こったことについて詳細に理解することができず、自分の感情を押し殺しながらやり過ごすしかないといった状況が生じていることも指摘できる。離婚を経験している親にとっても子どもにとっても、心理的援助は重要であり、具体的な取り組みのニーズはやはり高いと考えられる。

そこで、本研究では、FAITプログラムの中で実際に用いられる、思春期向けのDVDを題材に、福祉・司法・心理などの各専門分野で離婚を経験する家族と関わる専門家を対象にフォーカス・グループを実施し、特に法制度や、社会的・文化的な差異という視点から、離婚家庭の親子に対する心理援助の可能性や課題について検討する。

<方法>

対象：心理臨床の専門家4名(男性3名、女性1名) 臨床経験は15年から25年
手続き：他者の発言に触発されて自然に膨らむ意見を収集したいと考え、一対一のインタビューでなくフォーカスグループを採用した。FAITプログラムでは、絵本やDVDなど多様な素材を取り入れながら離婚の心理教育を展開してゆくと、思春期グループで用いる素材の一つにアニメ「Taking the “Duh” out of the Divorce」がある。研究協力者には、まずそのDVDを見てもらい、話し合ってもらった。さらに、DVDの位置づけやFAITプログラムについても口頭でごく簡単に説明した後、再度話し合ってもらった。なお参加者には事前に英語のスク립トを渡し、DVDは英語の音声そのままで見てもらっ

た。その後、フォーカスグループによる話し合いを行った。

・質問内容：以下の点を中心に具体的に尋ねた。

- 1) 一番印象に残った場面について。
- 2) 違和感を抱いた場面や、それがどのような違和感だったかについて。
- 3) 主人公と日本の10代の若者に違いがあるか、あるとしたらどんな違いか。また、文化を超えた共通性はどんなもので、どう現れているか。
- 4) その他、日本とアメリカの違いを感じた点。
- 5) 離婚を経験する子どもへの支援という観点から、現在あるいはこれまでの臨床業務の中で、欠けている援助、必要なものなどを感じたことがあればそれはどのようなものかについて。

また FAIT プログラムの日本社会への導入という観点から感じることにについて。

・DVDのあらすじ：主人公は10代の女の子。学校から帰宅する車中、両親から離婚の話を持ち出される。突然の話に混乱し、“もう戻れないのだろうか、私のせいで離婚するのだろうか”と一人悩み、悲しみ、自暴自棄な行動も。なか

なか整理のつかない彼女は、親の離婚を裁判の場に持ち込む夢を見る。彼女の大切な人たちが証人としてやってくる。その中には両親も。それぞれの証言に耳を傾けるうちに、彼女の中で、親の離婚に対する気持ちも、少しずつ変化していく兆しが。目を覚ますと両親がいる。離婚後も親としてあなたを愛しているというメッセージを素直に受け止める彼女は、大切なペットも一緒に新たな生活を迎える決心をする。全体を通して、「誰かに話してみよう」、「離婚はあなたのせいではない」等のメッセージが自然に伝わってくるように工夫がされている。

<結果と考察>

フォーカスグループで得られた発言内容は、KJ法を援用して分析を行った。まず分析1では、海外のDVDから見出された日米の文化差と思われる内容を分析し、分析2では今回のフォーカスグループ全体のプロセスに着目して分析を行った。

その結果、分析1では、<日本独特の離婚に

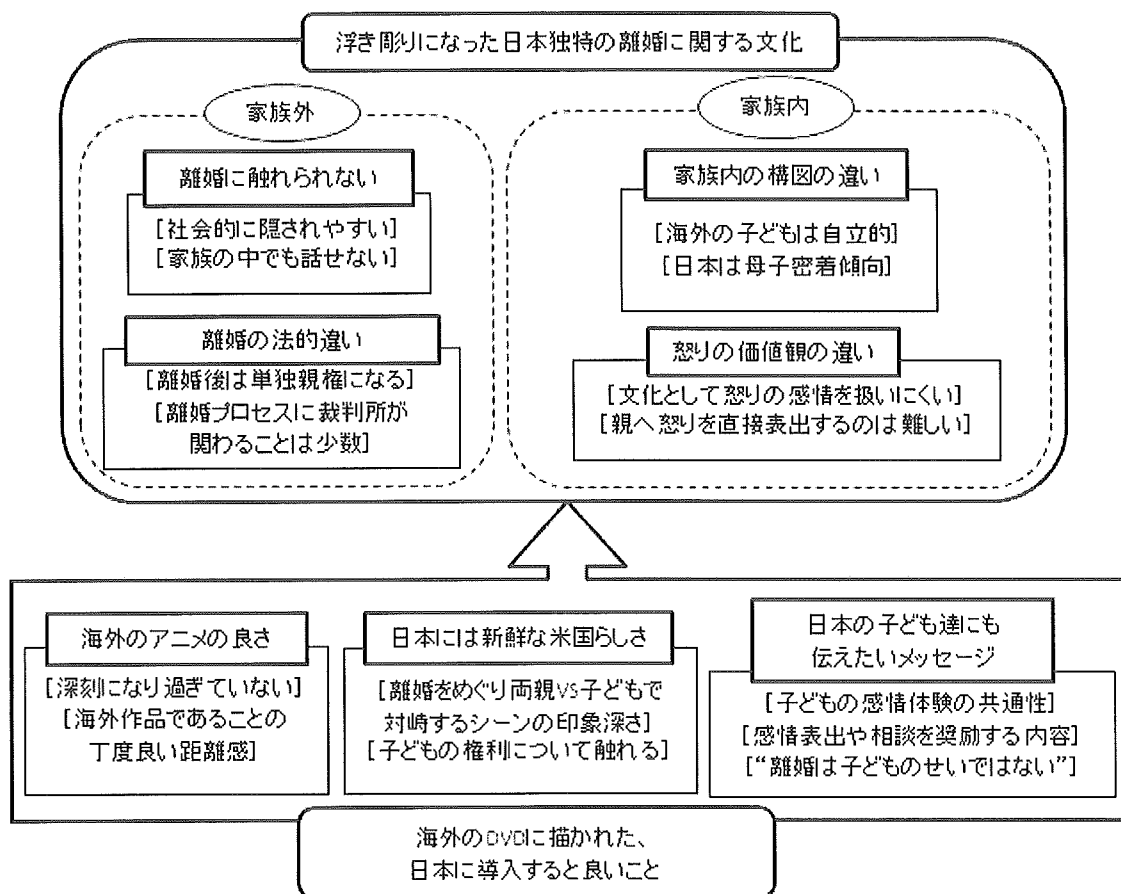


図1. DVDから浮き彫りになった日米の文化差

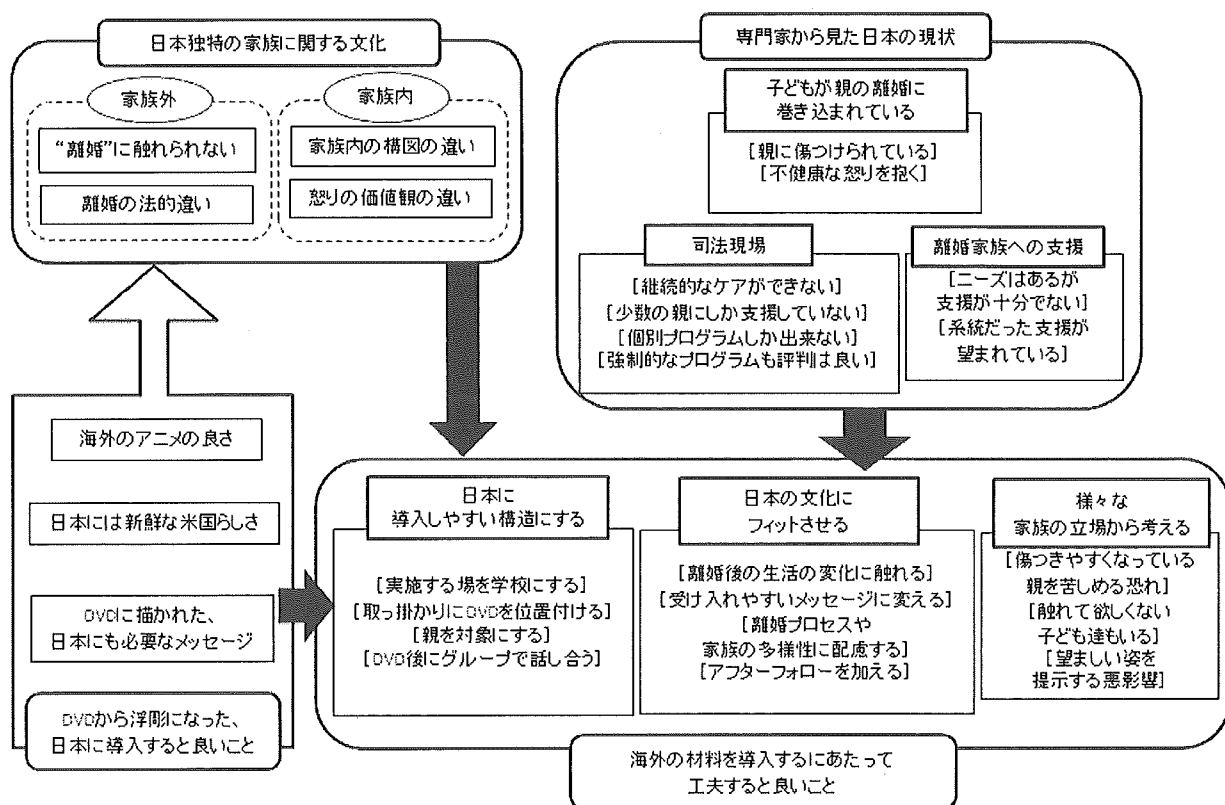
関する文化>というカテゴリと、<海外のDVDに描かれた、日本にも導入すると良いこと>、の2つのカテゴリが見出された。まず、<日本独特の離婚に関する文化>に関するカテゴリでは、家族内と家族外の要因にさらに分類され、前者は、「親へ怒りを直接表出するのは難しい」といった視点が、後者は「離婚は恥ずかしいこととされていて、あまり離婚について触れられない」といった視点が抽出された(図1)。また、家庭外の要因は「社会的に隠されやすい」「離婚プロセスに裁判所が関わることは少数」といった我が国の離婚の特徴が示された。

<海外のDVDに描かれた、日本にも導入すると良いこと>では、文化は問わず日本の子どもたちにも伝えたいメッセージであり、また、アニメーションであるために、内容が深刻になりすぎていないといった教材の長所なども指摘された。さらに、思春期の子どもに対して、「悩んだら誰かに相談してもよい」「離婚は子どものせいではない」といったメッセージは日本でも必要であり、子どもたちにぜひ知っておいてほしいという点で、専門家たちの一致をみた。

次に、分析2では1の結果を踏まえ、フォーカスグループのプロセスを分析した。その結果、分析1で見出せた上位カテゴリの他に<専門家から見た日本の現状>、<海外の材料を導入するにあたって工夫すると良いこと>の上位カテゴリが得られた。<専門家から見た日本の現状>では、どちらの親と住みたいか?といった選択を促されることによって抱く罪悪感や、不健康な怒りなどに示されるような「子どもが親の離婚に巻き込まれている現状」や、継続的なケアができないといった「司法現場」の現状といったカテゴリが見出された(図2)。

<海外の材料を日本に導入するにあたって工夫すると良いこと>では、実施場所やプログラムを行う対象に関する「日本に導入しやすい構造」について、日本にも受け入れやすいメッセージに変換する」といった「日本の文化にフィットさせる」、傷つきやすくなっている親を苦しめる恐れなどの「様々な家族の立場から考える」、の3つのカテゴリが見出された。

特に最後のカテゴリでは、プログラムの中で「これがベストだ」と、望ましい姿を断定的に提示してしまうと、家族が「そうではない自



分は不幸だ」と思うてしまう恐れなどが専門家から指摘された。

これらの結果から、以下の点が明らかになった。まず、親の離婚に際し、子どもが抱く感情や体験する心理的プロセスには文化を越えた共通性があるということである。DVDで登場した子どもが経験している状況、つまり親の離婚にまつわる心配や不安、自責、また怒りといった様々な感情を体験することは（たとえ、それが曖昧なものだとしても）、多くの子どもに共通したプロセスであることが改めて確認できた。

一方で、その感情をどのように意識し、さらに、どう表現するか、できるかという点で必要になってくる大人側の理解、すなわち、“ネガティブなものも含めて、自分の気持ちを伝えていい、感情を表現していい”という土台の部分が必ずしも十分でない現実も示された。

また、DVDのメッセージについて、日本の子どもたちにも是非知っていてほしいことである一方、その伝え方が「これがよい」といったスローガンのような表現にならないような配慮、たとえば『誰かに悩みを相談する方がよい』は『誰かに悩みを相談してもいいんだよ』といった、選択の余地がある守られたメッセージとして入っていくことが、日本の文化にもなじみやすいだろうという点である。実際の導入においては、こうした工夫も大切になってくると考えられる。

【終わりに】

以上、専門家を対象としたインタビュー調査（研究1）、およびフォーカスグループによる分析（研究2）から得られた知見をまとめる。

離婚件数が増加し、欧米並みの離婚率に近づきつつあるとは言っても、離婚の経験を分かち合うという意識は、未だ我が国では社会に浸透しておらず、サポートを受ける機会も不足しているのが現実である。こうした中で、親も自分自身のことで精一杯で、子どもの抱く喪失感や不安感、怒りといった様々な感情への理解や適切な対処が難しい場合も少なくない。たとえそれが大切で必要であると気づいていても、具体的にどう対処していいかわからない、余裕がない、といった状況に置かれている場合が少なく

ない現状が改めて浮き彫りになった。

堀田（2005）は、学童期の子どもをもつ母子家庭の家族システムとその回復プロセスについて検討する中で、親の離婚によって父親を喪失したこと自体が直接的な痛手となるよりも、離婚によって疲労困憊しやすい母親の育児機能をいかに回復させるかが大きな課題であると指摘している。本研究の結果からも、親自身が、離婚の影響や子どもの抱く感情などについて、理解を深め、発達段階に応じて適切に対応できることは、結果として子どもの育ちや親子の関係性を大きく支えることになると改めて指摘できる。

また、家族を支える専門職も、ニーズはあっても継続的な支援が十分ではないこと、また、その中心は親であり、なかなか子どもへの援助という役割を果たしきれない実情が示されると共に、具体的な支援プログラムに専門家自身の潜在的なニーズの高さも示される結果となった。

さらに、専門家の目を通して見えてくる子どもたちの状況も、やはり同様であった。特に子どもの場合は、親の離婚を他者と共有することはもちろん、家族ともオープンに話せない場合も少なくないこと、その結果、不健康な怒りを抱えるなど、色々な形で親の離婚に巻き込まれている状況にあり、十分に支えられているとは言いがたい現実が改めて示される結果となった。

具体的な心理教育プログラムの実施については、親自身が離婚によって子どもに生じやすい変化や発達の側面について、適切な知識や情報を持つ意味は大きく、離婚後の養育や親子関係、子どもの成長を支えることになるといった知見が得られた。また、家族を支える現場の支援者にとっても、FAITに代表されるような具体的かつ実践的なプログラムは、日々の取り組みに活かしていけるだろう。

さらに、子どもがこうした機会を持つことで、離婚を経験しているのは自分以外にも少なからずいるという現実に触れ、その中で自分の抱いていた感情や思い込みがノーマライズされつつ、その理解を深め対処方法を学んでいくことは、家族の移行期を子どもの目線で経験している彼らにとっても意味のあるプロセスではないだろう

うか。

藤田(2011)は、親の離婚を経験した子どもたちを対象に、リジリエンスという視点からインタビューを行っているが、親の離婚にまつわる「語り」が、配慮や思いやりのもとで誰かに聴き入れられること、自分たちの経験が同じように苦しんでいる子どもたちの役に立つことが、回復をより支える要因であることを見出している。やはり子ども同士のつながりやかかわりの意味も大切にしたい点である。

一方で、両研究から示されたように、日本の法制度や文化的状況に即した形での実践が不可欠であるという点で、ある程度のステップを踏んだ導入や、違いに配慮を要することは上述のとおりである。特に、司法制度に組み込まれて両親の参加が義務付けられている米国での実践とは異なり、片親のみの参加というケースが多くなることも予想されるため、参加の動機づけや実施の場などについても検討が必要である。

また、FAITは基本的にDVのケースには適応されず、葛藤の非常に高いカップルには、新たにPACTというプログラムが提供される(Brown et al., 2009)。このように、個々の夫婦の状況に即した実践を行っていく体制づくりも求められる。まずは親を対象とした実践から開始するなどの工夫も求められる可能性があるだろう。

また、傷つきや喪失を経験した、色々な状況の親子がいることを踏まえると、目の前の家族との相互作用の中で、選択の余地のある緩やかで柔軟なメッセージを必要に応じて届けられることなど、実践者側の配慮や技能も大切だろう。離婚というデリケートなテーマゆえの配慮という意味でも、研究者や援助者側の一方的な見方に陥らないよう、ある程度の理論や客観的な情報と、当事者との相互作用の中から生じてくるものを吟味しつつの実践が求められるだろう。

こうしたバランス感覚は、文化差という視点においても求められるかも知れない。例えば、怒りの感情表現において文化的要因は非常に重要であると同時に、感情をオープンにできない文化そのものに大人の対応が拍車をかけている可能性はないだろうか。感情を適切に表現することの意味を大人も理解し、子どもの気持ちを受け止める土台を作ることが、まず何より大切

だろう。こうした守られた環境の中で初めて、子どもは自分の気持ちに気づくことができ、さらに気持ちを表現することが(表現してもいいし、しなくてもいいという選択も含めて)可能になるのではないだろうか。つまり、文化という側面だけではなく、心理教育的な学びによる部分も関係しているのだとすれば、FAITのようなプログラムを通して大人も支えられながら知識やスキルをもつことが可能となる、結果として、子どもにとっての支えやモデルとしても、より機能していくと考えられないだろうか。

親権や面会交流の問題をはじめ、離婚をとりまく課題は未だ議論の多いところでもある。こうした社会状況の中で、今後は、当事者からの意見や視点からの知見の積み重ねと、それらも踏まえた実践的研究がさらに求められるだろう。

引用文献

- ・安部隆夫・樋口昇・山本廣子・森幸一・廣井いずみ・岡本隆之・浅野和之・丹治純子・丹治晋也・中儀香織(2003). 面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み 家庭裁判月報 55 (4), 111-172.
- ・Amato, P.R.(2010). Research on divorce: Continuing trends and new developments. *Journal of Marriage and Family*, 72, 650-666.
- ・Baker, A. J. L. (2007). *Adult Children of Parental Alienation Syndrome*. W. W. Norton & Company.
- ・Brown, J.H., & Bledsoe, L., Yankeelov, P., Christensen, D., Rowan, N.L., Cambron, M.L. (2009). PACT: A collaborative team model for treating high conflict families in family court. *Juvenile and Family Court Journal*, 60(2) 49-67.
- ・藤田博康(2011). 親の離婚を経験した子どもたちのリジリエンス. 日本家族心理学会第28回大会論文集 74-75.
- ・Gardner, R. (1985). Recent trends in divorce and custody litigation. *Academy Forum*, 29(2). 3-7.
- ・本田麻希子・遠藤麻貴子・中釜洋子 (2012). 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について—援助実践を視野に入れた文献研究— 東京大学大学院教育学研究科紀要. 51,269-286.
- ・堀田香織 (2005). 母子家庭の家族システムと回

復プロセス—学童期の男児を抱える母子家庭を対象として 心理臨床学研究 第23巻 第3号 p.361-372.

・ Kelly, J.B. & Emery, R.E. (2003). Children's adjustment following divorce: Risks and resilience perspectives. *Family Relations*, 52, 352-362.

・ 家庭問題情報センター編(2005). 『離婚した親と子どもの声を聞く—養育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究—』.

・ 厚生労働省 (2012). 平成 23 年度「離婚に関する統計」の概況 厚生労働省 2012 年 6 月 5 日 <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/index.html>>

・ 小田切紀子 (2005). 離婚家庭の子どもに関する心理学的研究 応用社会学研究 15, 21-37.

・ 大瀧玲子・曾山いづみ・中釜洋子 (2012). 離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究 (1)——専門家へのインタビュー調査から、臨床現場で生じている問題——東京大学大学院教育学研究科臨床心理学コース紀要, 35, 123-129

・ 須田桂吾・青木聡・野口康彦(2010). 離婚と子ども—親子の引き離し問題への施策的課題—家族療法研究, 27(3), 60-65

・ 棚瀬一代(2004). 離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して 現代社会研究 第6巻 p.19-37

・ 棚瀬一代(2005). 離婚と子ども 心理臨床家の視点から 創元社

・ 棚瀬孝雄(2009). 特集1 両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題:両親の離婚と子どもの最善の利益—面会交流紛争と日本の家裁実務 自由と正義 第60巻 第12号 p.9-27

・ Warshak, (2010) *Divorce Poison : How to Protect Your Family from Bad-mouthing and Brainwashing*. HarperCollins Publishers. (青木聡訳『離婚毒』片親疎外という児童虐待 誠信書房 2012年)

・ Wallerstein, J.S., Lewis, M., & Blakeslee, S. (2000) *The unexpected legacy of divorce: A 25 year landmark study*. New York: Hyperion.

・ 山田哲子・本田麻希子・平良千晃・福丸由佳 (2012) 離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究 (2)—フォーカスグループから探る日米の文化的・制度的違いについて—東京大学大学院教育学研究科臨床心理学コース紀要, 35, 130-139.